制定　平成３０年５月２５日

改正　令和３年３月３日

保安教育用ＤＶＤ等貸出要領

１．目的

　本要領は、関東東北産業保安監督部東北支部鉱山保安課（以下「鉱山保安課」という。）が、鉱山及び製錬所（以下「鉱山等」という。）に対し、保安教育用及び鉱害防止技術教育用のＤＶＤ及びビデオテープ（以下「保安教育用ＤＶＤ等」という。）の貸出を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

２．貸出品目と費用負担

（１）貸出品目は、別紙１「貸出ＤＶＤ等一覧表」のとおりとする。

（２）保安教育用ＤＶＤ等の貸出は無償で行うこととする。ただし、貸出にかかる送料については鉱山等の負担とする。（鉱山保安課→鉱山等の場合は着払い、鉱山等→鉱山保安課の場合は発払い。）

３．貸出手続き

（１）保安教育用ＤＶＤ等の貸出を希望する鉱山等は、別紙２「保安教育用ＤＶＤ等貸出申込書」により鉱山保安課に申込を行う。

（２）鉱山保安課は、（１）による申込が適当と認められる時は、貸出希望鉱山等に対して保安教育用ＤＶＤ等の貸出を行う。この際、貸出先や貸出期間等について、台帳等に記録し管理することとする。

４．保安教育用ＤＶＤ等の使用に係る注意事項

（１）鉱山等は貸出された保安教育用ＤＶＤ等の保管管理に万全の注意を払うこと。

（２）著作権法（昭和４５年法律第４８号）に抵触する行為（複写、有料貸与、営利的放映、又貸し等）を行わないこと。

（３）鉱山保安課は、鉱山等が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認める時は、当該使用を禁止し、即座に返却を求めることが出来る。

５．その他

（１）本要領に定めの無い事項は、鉱山等と鉱山保安課が協議して決定する。

附　則

この要領は、平成３０年５月２５日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年３月３日から施行する。

別紙１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸出ＤＶＤ等一覧表  平成３０年５月１５日更新 | | | |
|  | 保安教育用ＤＶＤ等 | | |
|  | １．採石業におけるリスクアセスメントの導入 | DVD | ビデオテープ |
|  | ２．砕石プラントにおける労働災害防止 | DVD | ビデオテープ |
|  | ３．ダンプトラックによる労働災害防止 | DVD | ビデオテープ |
|  | ４．ベルトコンベアによる災害防止 | DVD | ビデオテープ |
|  | ５．リスクアセスメントによる墜落・転倒災害の防止 | DVD | ビデオテープ |
|  | ６．リスクアセスメントによるはさまれ･巻き込まれ災害の防止 | DVD |  |
|  | ７．労働安全衛生マネジメントシステム | DVD | ビデオテープ |
| 鉱害防止技術教育用ＤＶＤ | | |
| ０．鉱害防止技術教育用映像シリーズの紹介 | DVD |  |
| １．休廃止鉱山における鉱害防止対策の概要 | DVD |  |
| ２．休廃止鉱山における鉱害防止対策の概要  　　～地方公共団体向け～ | DVD |  |
| ３．水系調査技術 | DVD |  |
| ４．坑道耐圧閉そく技術 | DVD |  |
| ５．坑道取明編 | DVD |  |
| ６・集積場技術 | DVD |  |
| ７．集積場対策工事編 | DVD |  |
| ８．坑廃水処理の原理 | DVD |  |
| ９．殿物繰返し中和法編 | DVD |  |
| 10．坑廃水処理場の維持管理 | DVD |  |

　　別紙２

保安教育用ＤＶＤ等貸出申込書

　　年　　月　　日

関東東北産業保安監督部東北支部鉱山保安課長　殿

鉱山名：

担当者名：

連絡先電話番号：

以下のとおり、「保安教育用ＤＶＤ等貸出要領」３．（１）に基づき、貴課所有の下記ＤＶＤ等の貸出を申し込みます。

なお、貸出されたＤＶＤ等の使用にあたっては、要領に定められた事項を遵守いたします。

【貸出品目】別紙のとおり（別紙１の写しを添付し、一覧表の中から貸出を希望する品目に〇をつけてください。）

【貸出期間】　　　　年　　　月　　　日～　　　　年　　　月　　　日

【利用目的】（あてはまるものに〇をつけてください）

・保安規程に基づく新人教育

・保安規程に基づく再教育

・保安運動、保安週間等のイベントの中における保安意識の高揚

・その他（具体的な内容をお書きください）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）